米子市議会の審議プロセスに対する見解

島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子

去る 1 月 20 日、「島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例(案)」の 審議にあたり、当該条例の制定を求める 1 万人を超える市民の想いを重く受け止め、 審議していただきたいとの趣旨で、当会は以下の項目の要望を行いました。

しかし、要望はほとんど受け入れられませんでした。さらに、要望するまでもなく 行われると思われた議員と請求代表者との質疑応答が、全く行われないとの審議の進 め方に、大変驚き、非常に落胆いたしました。

米子市は、市民一人一人が主体となったまちづくりを推進することを、米子市民自治基本条例でも目的として定めています。あらためて、このたび市民により直接請求された本重要事項について、充実した議論が行われることを期待するとともに、市民に開かれ議論の透明性が確保された議会運営をしていただきたく、当会の要望の趣旨と、現状の審議プロセスに対する見解を公表いたします。

◎当会の「要望」および < 現状 > 、現状に対する見解

「1. 条例案に込められた思い、またその内容を十分に議員の皆さんに知っていただくため、請求代表人による意見陳述に関して十分な時間を確保していただきたい。」

<現状: 請求代表者が5人以内で計30分以内>

見解: 1万3,364筆の想いを意見陳述する時間として、計30分以内は十分と言いがたい。

「2. 多様な視点、専門的見地からも審議していただくために、有識者を参考人として招き、意見を聞いていただきたい。」

<現状: 参考人から意見の聴取を行わない>

見解: 住民投票条例案の議会審議は、単に「賛成」または「反対」の意見を表明する場ではなく、議員が意見を述べるためには、専門的な知見を踏まえた総合的な議論を経ること、議論のプロセスを市民が共有することが必要と考えます。そのような議論を議会に期待し、有識者・参考人を招き、十分な議論が行われることが必要です。

- 「3. 議会基本条例に謳われているように、審議に当たっては、議員間の議論を尽く した上で結論を出していただきたい。」
- <現状: 議員間の議論を尽くす上で重要と思われる、請求代表者との質疑応答が、本会議でも委員会でも行われない>
- 見解: 住民投票条例案の議会審議は、単に「賛成」または「反対」の意見を議員が表明する場ではなく、議員が意見を述べるためには、地域住民の多様な意見を踏まえた総合的な議論を経ること、議論のプロセスを市民が共有することが必要と考えます。そのためには、議会の場で初めて陳述される意見について、審議する議員と、限られた時間で陳述を行う請求代表者との間で、内容の確認や質疑応答は欠かせないのではないでしょうか。

そのような真摯な議論を議会に期待しており、請求代表者と議員との間の質疑応答と十分な議論が行われることが重要です。

- 「4. この条例案は、市民からの制定請求によるものであり、議会での審議は市民の間でも特に関心が高いことから、次のことを実現していただきたい。
- ① コロナ禍ということで傍聴者の数が制限されているので、当日傍聴できない市民のために別室でのライブ中継等の方法で「傍聴」できるようにしていただきたい。
- ② 委員会等の審議も、より多くの市民が見ることのできるよう、ネット中継・録画配信等をしていただきたい。|
- <現状: 別室での中継等による傍聴なし、委員会審議はネット中継・録画配信等は行われない>
- 見解: 議会(本会議、委員会など)が公開され、傍聴できることは、市民の基本的な権利 であり、市民に対する議会の説明責任の面で、また、市民の主体的なまちづくり を本質的に推進するために、不可欠です。

さらに、住民投票条例の制定について、住民の関心、市外からの関心も高く、大変注目されています。新型コロナ感染症等への対策が重要であるとの基本的認識は、当会も十分共有しています。一方で、傍聴席が20席に限られる状態を放置することは、大きな問題です。コロナ禍においても、開かれた議会運営を継続するために工夫できることや代替策は複数あり、他の自治体ですでに実施されています。当会から要望・提案した、別室でのライブ中継による傍聴、ネット中継や録画配信などが、現にほかの自治体の議会審議では行われており、米子市議会でも実現可能と確信しています。

もし、非常事態を理由に、議会が閉鎖的に運営されることが、前例・既成事実と

なり、今後も容易に認められるとすれば、市民のまちづくりへの参画機会を奪うことにつながり、民主主義の基本でもある議会・市長との信頼関係を損ないかねません。

議会の傍聴等により議論のプロセスを共有することは、市民の主体的なまちづくりにとって重要な参画機会のひとつです。あらためて、この度の審議が開かれた議会運営によって行われること、その具体的な手段として、上記の要望4①、②の実現が必要です。

当会は、米子の未来をみんなで決めたい、という1万を超える市民の想いを預かり 託され、直接請求を行い、これから市議会での議論に臨みます。

このたびの要望(2022 年 1 月 20 日付)は、議会での充実した議論や、審議プロセスの透明性が確保された開かれた議会運営を求める趣旨で行いました。現状ではそれらが担保されないことを大いに危惧しています。

直接請求とそれに伴う議会での審議プロセスは、"まちづくり"や"議会"が市民にとってより身近な存在になり、主体的に地域づくりに関与する格好のチャンスなのです。

<参考: 公論形成に向けた場づくりについて>

令和3年米子市議会12月定例会に、当会は陳情を提出し、「参考人制度、公聴会制度等を活用し、原子力発電を推進する専門家と慎重な意見を持つ専門家や市民からの意見聴取の場を設けること」などを、求めました。

この陳情は不採択となりました。その理由は、「意見聴取は、多様な意見をお持ちの市民の代表である議員の役割であり、すでに議員の責務として果たすべきものと自覚されていると認識している。また、論点整理・議論すべきことについても、議会の役割であり、すでに当たり前のこととして深める努力が常に働いているものと考えるため」とのことでした。

意見聴取は、「議員の役割」「責務」と「自覚されていると認識」され、「努力が」働いているものである一方で、上記のような意見聴取の場がこれまでに設けられた事実はありません。また、否決の理由として妥当といえないと考えます。

このことに関連して、この度の直接請求に係る議会での審議にあたり、上述の項目 2の通り、参考人から意見聴取することを要望しましたが、議員の役割と責務は果た されていません。